④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

⑵　当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていること。）。

⑶　当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること（上記の再審査に係る認定を受けた者にあたっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）。

⑷　平成８年４月１日から本工事における一般競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した次の条件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）。ただし、経常建設共同企業体（甲型）の場合は、構成員のいずれかが元請けとして以下の条件を満たす同種工事の施工実績を有していればよい。

・開水路（鉄筋コンクリート水路）工事で、水路内空断面積が10㎡以上かつ１方向に連続した施工延長が100m以上の施工実績

なお、当該実績のうち、当機構又は国の発注した工事にあっては、確認申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点が確認できるものとし、工事成績評定点が65点未満のものは施工実績として認めない。当機構又は国以外が発注した工事にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引き渡しが完了したことを証明する書類をもって施工実績として認める。

⑸　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　入札説明書に記載する条件を満たす経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑹　本工事に関する技術提案書が、入札説明書に参考として示した別紙２「技術提案書作成に当たっての制約条件等」、別紙３「発注者が設定している標準案等（以下「標準案」という。）」、別冊図面（標準案図面）及び別冊仕様書並びに別冊設計図の内容を満たし、適正であること。

⑺　本工事に経常建設共同企業体として確認申請書及び確認資料を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書及び確認資料を提出することはできない。事業協同組合についても同様とする。

⑻　確認申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から利根川・荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。

⑼　平成20年及び平成21年の２年間に元請けとして完成・引渡しが完了した当機構発注の土木一式工事の工事成績評定点の年平均点が２年連続で65点未満でないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが経常建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑿　警察当局から、当機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項　本工事は、一次審査結果の上位５位までの者（同点の者を含む）に対して、二次審査を行い落札者を決定する二段階審査による総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

なお、価格以外の要素の評価は技術提案書に記載された技術提案の内容及び配置予定技術者の技術力により行う。技術提案書は、「技術提案書（一次審査用）」、「技術提案書（二次審査用）」で構成される。

⑴　評価項目及び評価指標　評価項目は、次に示す事項とし、詳細は入札説明書による。

①　周辺環境への影響低減及び施工に関する技術提案（交通規制の緩和対策、周辺道路の通行に係る安全対策、騒音抑制対策、機構用地範囲内での施工計画及び通水の安全対策）

②　地域性に関する技術提案（地元企業の活用率）

③　配置予定技術者の技術力（ヒアリングによる）

⑵　総合評価の方法

①　一次審査　⑴①のうち、交通規制の緩和対策を一次審査項目として評価し、この評価結果の上位５位までの者を二次審査の対象者とする。

②　二次審査　二次審査は、価格点と技術点を合計した評価値による。

Ⓐ　価格点の算定は以下のとおりとする。

価格点＝100×（１－入札価格／予定価格）

Ⓑ　技術点の算定は⑴の各評価項目について評価して得られた点を合計して算定する。（最大30点）

③　価格点及び技術点は、それぞれ小数点以下第３位及び第２位を四捨五入する。

⑶　落札者の決定　⑵①により二次審査の対象者となった者のうち、入札価格が予定価格の範囲内である者の中から、評価値が最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　二次審査の対象者及び非対象者への通知　二次審査の対象者及び非対象者に対しては、平成22年11月19日（金）までに通知する。

なお、二次審査の非対象者は、入札への参加を認めない。

⑸　技術提案の採否等　二次審査による技術提案の採否については、平成22年12月21日（火）までに通知する。

技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　技術提案の履行の確保　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

ただし、地質の相違等、請負者の責によらない理由により履行が困難な場合については協議を行うものとする。

請負者の責により、入札時の技術提案（採用された技術提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行確認できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

併せて、工事成績評定点を最大15点減じる措置を行うこととする。

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

⑺　優遇措置　本工事において技術提案（技術点を得た提案項目）を履行した者に対しては、その内容により、当機構が本工事の完成後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

評価期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

４　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）　本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、当機構が本工事の完成後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

評価期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

５　入札手続等

⑴　担当部署　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11―２（ランド・アクシス・タワー内）　独立行政法人水資源機構　財務部契約課　河野　電話048―600―6534（直通）　ＦＡＸ048―600―6530

⑵　入札説明書の交付期間等

①　交付方法　別途指定するホームページからのダウンロードによる。

なお、ホームページのアドレス等については、⑴まで問い合わせされたい。

②　交付期間　平成22年９月30日（木）から平成22年10月15日（金）16時まで

③　交付費用　交付費用は無料とする。

⑶　確認申請書及び確認資料の提出期間等

①　提出期間　平成22年10月１日（金）から平成22年10月15日（金）まで

ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という）を除く毎日10時から16時まで（12時10分から13時までを除く。）。